

平成14年10月1日から

国保・老人保健のここが変わります

国民健康保険

①病院の窓口で支払う一部負担金が年齢によって変わります。

平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から
一 般 (0歳以上70歳未満) 3割負担	3歳未満の乳幼児 2割負担 3歳以上70歳未満 3割負担 70歳以上 (一定以上所得者は2割負担) 1割負担

②高額療養費の自己負担限度額が変わります。

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

ただし、70歳以上と未満に分け、70歳以上の外来については、まず個人単位で外来の自己負担額を合算します。そして70歳未満の合算対象分と合わせ、世帯全体の自己負担額を適用します。

平成14年10月1日から			
70歳未満の方	上位所得者	139,800円 (77,700円)	医療費が699,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算
	一 般	72,300円 (40,200円)	医療費が361,500円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算
	低所得者	35,400円 (24,600円)	
70歳以上の方		外来(個人ごと)	自己負担限度額 外来+入院(世帯ごと)
	一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、 (40,200円) 超えた分の1%を加算
	一 般	12,000円	40,200円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

③退職者医療制度の対象年齢が70歳未満から75歳未満になります。

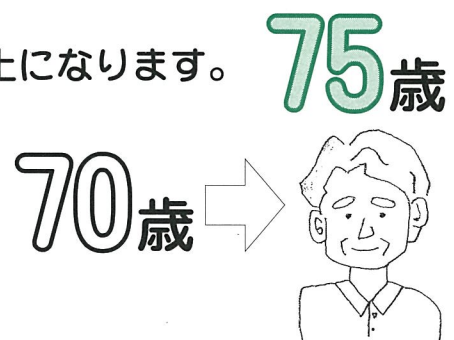
70歳以上の退職者医療制度対象者の自己負担は、1割(一定以上所得者は2割)となります。

老人保健

④老人保健で医療を受ける方の対象年齢が75歳以上になります。

老人保健で医療を受ける方の対象年齢が70歳以上から75歳以上(一定の障害のある方は65歳以上)に変わります。ただし、平成14年9月30日までに70歳の誕生日を迎え、すでに老人保健に加入している方(昭和7年9月30日以前に生まれた方)は75歳未満であっても引き続き老人保健で医療を受けます。

〔一定の障害とは 「ねたきり」の状態など一定の障害があり、市区町村から認定を受けた方は、65歳から老人保健で医療が受けられます。〕



⑤老人保健制度の一部負担金が1割になります。

平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から
かかった費用の 1割負担 (1ヶ月に3,200円、大病院では5,300円まで負担) または定額の診療所では 1日につき850円 (1ヶ月に)	かかった費用の 1割負担 ただし、 一定以上所得者は 2割負担